⑩第五号加入者であって、他制度加入者であるもの（令第36条第９号に該当する者（⑨に該当する者を除く。））

年齢区分 掛金額 区分（平均月額）	～19歳	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～64歳	65歳～	人数計
～ 5,000円								
5,001円～10,000円								
10,001円～15,000円								
15,001円～20,000円								
20,001円～25,000円								
25,001円～30,000円								
30,001円～35,000円								
35,001円～40,000円								
40,001円～45,000円								
45,001円～50,000円								
50,001円～55,000円								
55,001円～60,000円								
60,001円～62,000円								
人数計								

⑪第五号加入者であって、第二号厚生年金被保険者又は第三号厚生年金被保険者であるもの（令第36条第10号に該当する者）

年齢区分 掛金額 区分（平均月額）	～19歳	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～64歳	65歳～	人数計
～ 5,000円								
5,001円～10,000円								
10,001円～15,000円								
15,001円～20,000円								
20,001円～25,000円								
25,001円～30,000円								
30,001円～35,000円								
35,001円～40,000円								
40,001円～45,000円								
45,001円～50,000円								
50,001円～55,000円								
55,001円～60,000円								
60,001円～62,000円								
人数計								

（備考）

１．直近の11月末の状況について記載すること。

２．「掛金額」は、中小事業主掛金を拠出している場合にあっては、当該中小事業主掛金額を加えること。

３．「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された掛金額を当該期間内の加入者期間月数で除した数とすること。